

中小法人・個人事業者の皆さまのための

静岡県
中小企業等

応 援 金 酒類事業者枠

「緊急事態措置」や「まん延防止等重点措置」適用の影響を受け、売上が減少している県内の酒類事業者向けの給付金です

対象事業者

静岡県内に本店又は主たる事務所のある酒類販売事業者等（酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者） ※対象要件、売上要件あり

給付金額

売上減少額から国の月次支援金を控除した額
 $[2020年又は2019年の対象月の売上] - [2021年対象月の売上] - [対象月の国の月次支援金の額]$

※対象月は8月、9月です

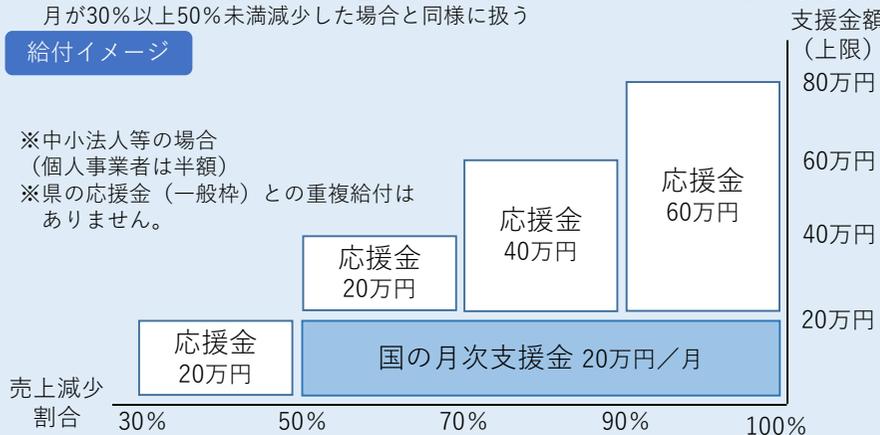
※売上減少割合に応じた以下の額を、給付上限額とします

給付上限額

売上減少割合	中小法人等	個人事業者
30%以上50%未満※	20万円	10万円
50%以上70%未満	20万円	10万円
70%以上90%未満	40万円	20万円
90%以上	60万円	30万円

※対象月及び前月の売上が2か月連続で15%以上30%未満減少している場合は、対象月が30%以上50%未満減少した場合と同様に扱う

給付イメージ



対象要件と売上要件の両方を満たす必要があります。

対象要件

以下のすべてに該当する酒類販売事業者等

- ①静岡県に本店又は主たる事務所を有する中小法人等又は個人事業者であること
- ②酒類製造免許、酒類卸売業免許又は酒類小売業免許のいずれかを取得していること
- ③②の免許に係る事業を行っており、今後も当該事業を継続する意思があること
- ④静岡県に適用された緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴い、飲食店へ酒類の提供を行わないことや休業を要請したことで、直接・間接の影響を受けていること
- ⑤静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給対象となっていないこと

売上要件

以下のどちらかに該当する酒類販売事業者等

- ①2021年の対象月の売上が、2020年又は2019年の対象月と比較して**30%以上減少**していること
 - ②対象月及び前月の売上が2か月連続して**15%以上減少**していること
- ※対象月は8月、9月

給付対象外となる場合

- 事業活動に季節性があるケース(例：夏場の海水浴場)における繁忙期など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付申請する場合
- 緊急事態措置やまん延防止等重点措置とは関係なく売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整や単に営業日数が少ないことにより、対象月の売上が減少している場合
- 国・法人税法別表第1に規定する公共法人、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者、政治団体、宗教上の組織又は団体等である場合
- 暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者である場合

コールセンター

0120-880-380

午前9時～午後5時
 (土日・祝日含む全日)

ホームページ

<https://shizuoka-ouenkin.com>

具体的な申請手続は、ホームページを御確認ください



申請期間

- 8月分 郵送：令和3年9月15日～12月28日
 オンライン：令和3年9月28日～12月28日
- 9月分 郵送・オンライン：令和3年10月1日～12月28日